

## 秋田市営住宅等の指定管理者の募集について

秋田市営住宅等の指定管理者を次のとおり募集します。

### 1 公の施設の概要

(1) 名称および所在地  
市営住宅

名 称	所 在 地
川尻市営住宅	秋田市川尻上野町 1
旭南市営住宅	秋田市旭南一丁目 8, 11, 12, 15
茨島市営住宅	秋田市茨島六丁目 8-5
手形山市営住宅	秋田市手形山西町 2
横森市営住宅	秋田市横森五丁目 6
高梨台市営住宅	秋田市新藤田字高梨台 173-2, 17, 18
広面市営住宅	秋田市広面字蓮沼 4 1
新屋比内町市営住宅	浜田字家後 184、新屋比内町 7-1, 2
新屋日吉町市営住宅	秋田市新屋日吉町 4 3
新屋扇町市営住宅	秋田市新屋扇町 12-10
御所野元町市営住宅	秋田市御所野元町一丁目 1
牛島市営住宅	秋田市牛島西二丁目 4, 10
牛島清水町市営住宅	秋田市牛島西四丁目 2 9
四ツ谷市営住宅	秋田市将軍野堰越 8
高清水市営住宅	秋田市将軍野南二丁目 3-4 5
高野市営住宅	秋田市寺内児桜三丁目 12-17, 20
外旭川市営住宅	秋田市外旭川字鳥谷場 109, 133, 134
松淵市営住宅	秋田市河辺松淵字川原田家ノ後 1-2
糠塚市営住宅	秋田市雄和妙法字糠塚 43-6, 8
新波市営住宅	秋田市雄和新波字樋口 48-4 ほか

特定公共賃貸住宅

名 称	位 置
河辺松淵一般特定住宅	秋田市河辺松淵字川原田家ノ後 1-3
雄和糠塚一般特定住宅	秋田市雄和妙法字糠塚 43-5 ほか
河辺松淵单身特定住宅	秋田市河辺松淵字街道北 17-1

(2) 設置目的

住宅に困窮する低額所得者や中堅所得者等に低廉で良質な住宅を供給し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(3) 規模等

23 団地 159 棟 2,384 戸

(4) 主な施設

住宅、集会所、駐車場、児童遊園等

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 入退去に関する事務

(2) 家賃の決定、収納督促事務

(3) 各種届出受付事務

(4) 財産管理事務

(5) 修繕・保守管理事務

(6) その他市営住宅等の管理運営上必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（予定）

## 4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 秋田市内に本店又は支店等を有する法人その他の団体（共同事業体を含む。）

＊共同事業体の場合は、秋田市内に本店又は支店等を有する法人その他の団体を代表者とする。

イ 対象施設を一体的に安全かつ円滑に管理運営できる経営の規模および能力を有する法人等であること。

ウ 申請の日において 1,000 戸以上の賃貸住宅の管理実績を有する団体であること。

エ 指定期間中、一級又は二級建築士 1 名以上が常勤で在籍すること。

オ 賃貸住宅の管理業務等適正化に関する法律（令和 2 年法律第 60 号）第 3 条の規定により登録をしている団体

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条第 2 項に規定する団体

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後 2 年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている団体

エ 申請の日において、破産手續、再生手續又は更生手續が開始されている団体

オ 秋田市暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体

カ 市税に滞納がある団体

## 5 申請の手續

(1) 申請にあたっては、次の書類をファイルに綴じ 10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出

してください。

- ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- イ 市営住宅等事業計画書（様式第2号）
- ウ 支出計画書（令和8年度から令和12年度について年度ごとに作成すること）  
（様式第3号）
- エ 定款、規約もしくは寄付行為および登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- オ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書および貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- カ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- キ 団体概要調書（様式第4号）
- ク 賃貸住宅管理実績調書（様式第5号）
- ケ 組織および運営に係る事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制が分かるものおよび就業規則又はこれに準ずる書類）
- コ 役員名簿および役員の履歴を記載した書類
- サ 指定の申請の意思の決定を証する書類
- シ 秋田市税に滞納のないことの証明書（申請書提出前1か月以内に交付されたもの）
- ス 共同事業体を構成した事実を確認することのできる書類

(2) 提出場所

郵便番号 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部住宅政策課（電話番号 018-888-5770）

(3) 提出期限

令和7年10月23日（木）午後5時までとします。  
なお、提出後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めません。

## 6 選定の方法、基準および時期

- (1) 秋田市営住宅等指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定します。

- ア 市民の平等な利用が確保されること
- イ 公の施設の設置目的が効果的に達成されること
- ウ 効率的な管理が行われること
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること

- (2) 上記のアからエまで掲げるもののほか、公の設置目的又は性質に応じ、必要と認められている基準

- ア 申請団体の経営が健全で安定していること

- (3) 選定は、令和7年11月5日（水）（予定）に行い、その結果は書面により速やかに通知します。

## 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、令和7年9月24日（水）から同年10月23日（木）までの午前9時から午後5時まで交付します。

## 8 募集の説明会

- (1) 日時および場所

令和7年9月30日（火）午後1時30分

秋田市役所3-D会議室（市役所3階）

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は令和7年9月29日（月）までに9(5)に連絡してください。

## 9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に申請書および添付書類の内容について説明を求めることがあります。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを市議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

(3) 市は指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがあります。

(4) 詳細は募集要項によります。

(5) 問い合わせ先

秋田市都市整備部住宅政策課

電話 018-888-5770、E-mail: ro-cshs@city.akita.lg.jp

## 10 添付資料・様式

(1) 様式第1号 指定管理者指定申請書

(2) 様式第2号 市営住宅等事業計画書

(3) 様式第3号 支出計画書

(4) 様式第4号 団体概要調書

(5) 様式第5号 賃貸住宅管理実績調書

(6) 様式第6号 質問票

(7) 様式第7号 応募辞退届